

若越郷土研究

34の5

戦国期若狭の延公事法

小泉 義博

如実也。於此田地、不可万雑公事在候。縦又天下一同永地之雖徳政行、売寄進仏陀申上者、相違不可有候。万一於子孫、背此売券之旨者出来候者、於公方御前、堅御罪過可有候。仍而為後証、永代売寄進状如件。

長禄戊寅年十一月十三日

売主若州符中住人 弥四郎(花押)

戦国期の土地売買に関する証文類、いわゆる売券には、徳政文言と称される特約が付記される場合が多い。この徳政文言とは、もし徳政法が発令されても、当該土地に関しては徳政法の適用を申請しないと述べたものである。その事例を一つ上げてみよう。

永代売渡申田地之事。

合巻段者(中略)斗代売石五斗。

右件田地者、雖為重代相伝之田地、依有要用、長禄戊寅年、代柴貫五百文、永代売渡申

小泉 戦国期若狭の延公事法

なお史料中には、土地を「仏陀」に「売寄進」と記されていたが、この土地所有権が「仏陀」に属するという観念は、徳政法で所有権が返還されることを阻止する方法として、当時かなり強く主張されたものであったらしい。また土地所有権の移転方法についても、一般的には売買または寄進の方法がとられたのであるが、ここでは「売寄進」という二つの方法を統合したような表現が見えてくる。これは半分売却・半分寄進(こうした扱いは例えば価格に反映される)の手続きを兼ね備えた所有権移転の方法であって、幕府はこの手続きに対しては徳政法の適用を認めなかったもので、後には意図的にこの手続きを取った所有権移転もみられるようになったようである。

なお、この時期の売券に見られる徳政文言の例を、さらにいくつかまとめて紹介しよう。

○若自然天下一同の徳政行候共、全一言之子細申ましく候。

○縦永地之徳政行候者、於此地者、已後兎角之子細不可申候。

○於國中如何様之御法之旨候共、違乱煩申問敷候。

いづれの事例でも、売却者（またはその子孫）が規定遵守の第一義的な義務を負っているのであって、もし徳政法が發布された場合でも、本主権を發動して当該田地の返還を求めるとはしないと述べている。

二

ところでここに一つ、注目すべき史料がある。それは次のような近世の史料なのであるが、その文面に記された徳政文言の中に、見慣れない表現が混じっているのである。

A 定申頼母子の事

はかりわ七左衛門殿はかり也。

但シ親取源次殿。

但百刃頼母子、時はやる丁銀座敷懸也。若此内一人モかけ申候ハ、残九人と相そたて可申者也。御取被成候衆わ、拾刃ツ、御懸可有候。請人わ組之衆也。若のへ・とくせい・国のさわき有之共、此頼母子無相違、相そたて可申候。此上ヲ背りくつ申者候ハ、如何様にも御きうめい可被成候。

其時一言之子細申間布候。仍而為後日之状如件。

元和元年十月十五日 (x同) 五月同日

宗兵衛殿

弥介殿(花押)

権右衛門殿

幸阿ミ大夫殿(略押)

次郎五郎大夫殿(花押) 孫四郎殿(略押)

源次殿(花押)

宗右衛門殿(印)

又藏殿

七左衛門殿(花押)

右の史料Aは、宗兵衛以下一〇名の者が頼母子の組衆となり、そのうち源次が親となつて毎年一〇匁ずつを懸け、集まった合計一〇匁を一〇年にわたつて組衆が順次受け取るようにした、いわゆる頼母子の組織規定である。この史料中で注目したいのは、もし将来において「のへ・とくせい・国のさわき」が起きても、この頼母子の契約については破棄されることなく、最後まで維持していこうと誓約している部分である。

ここに見える特約は、前節で触れた徳政文言とほぼ同じ性格の規定と言えよう。すなわち、「とくせい」のような契約関係を破棄させる法令が發布されても、また「国のさわき」

といった非常事態が出来しても、あくまで頼母子の契約関係は維持継続させると述べているのであって、契約の当事者（もしくははその子孫）がまず第一に遵守義務を負っているのである。「とくせい」が徳政法を指すことは明らかであり、「国のさわき」とは戦乱や領地替えなどを指しているであろう。若狭の近世売券では、「若シ御国替・徳政、其外如何様義御座候共^⑤」、あるいは「徳政・御国替・御代官替り、如何様之義出来仕候共^⑥」などと記されていて、国替・徳政・代官交替などいかなる事態が発生しようとも、一言の異議も申さないと述べたものが多く見られるので、大名の国替えや幕府直轄領の代官交替に際して、土地所有権に変動が加えられる可能性が高かったことが知られる。また中世と同様に、徳政が実施されることもあったのではあるまいか。それでは、この史料Aに見えた特約の最初の項目「のへ」とは、一体いかなる事態または法令なのであろうか。これが本稿で検討しようとする課題である。

ところで、この「のへ」と同じものを指すと考えられる表現が、次の戦国期の史料二点

にも見えている。

B 西福寺常住借付米銭・興行之頼子、并買得之田畠山林等之事、寺家修理之為調法借付之間、縦雖國中徳政・延公事以下之法申付候、不依高利小利、不混自余令免許上者、末代不可有棄破。以此旨專修造、可致勤行之状如件。

天文五年九月廿日

(武田元光
(花押))

西福寺

上人⁽¹⁰⁾

C
(武田義統
(花押))

金屋職商売銭之事、従先規延公事・徳政之法仁、無棄破筋目被成御分別畢。次自他國鑄物種々申紛召寄儀、是茂従先々堅停止之旨、乍而条御代々御判奉書等数通明鏡也。然上者、権門勢家其外、不依子細、自他國之鑄物一切國中江不可入之者、往古之法度并先御判等之旨、聊不可有相違之由、被仰下状如件。

永祿七年三月朔日 右京進(花押)

前者Bは、武田元光が天文五年(一五三六)に発した安堵状であるが、それによると西福

小泉 戦国期若狭の延公事法

寺常住の貸し付けている米銭、「頼子」―頼母子で運用されている銭、ならびに買得された田畠山林については、寺家の修理資金を捻出するためのものであるから、たとえ一國全体にわたる「徳政・延公事以下之法」が命ぜられても、利率の高低にかかわらず、他のものと区別して免許するので、末代まで棄破あるべからず、と述べられている。

次いで後者Cは、永祿七年(一五六四)に右京進なる人物が武田義統の意を奉じて発した奉書で、袖には義統が花押を据えている。宛所は記されていないが、金屋中であることは明らかである。この安堵状によると、金屋職に伴う商売銭については、先規より「延公事・徳政之法」が發布されても棄破されないとの筋目に関して、武田義統の御分別が得られた。また他國から鑄物を取り寄せることに ついても先々より停止となっており、代々の御判・奉書も数通所持されている。しかるうへは、他國の鑄物を若狭国内に持ち込むことは従来通り一切禁止である、と述べられているのである。

右の二点の史料B・Cによって、戦国期の

若狭では、徳政法と延公事法と称される二種類の法令の発せられることがあったことが知られ、この法令によって頼母子運営が不調となったり、商売銭回収に支障が生じたりしたことが判るのである。そして前掲史料Aに見えた「のへ」という表記と対比させれば、「のへ」と「延公事」法とが同じ法令を指していることはまず間違いないであろう。すなわち「のへ」とは延公事法を省略した表現であったのであり、逆に延公事法は「ノベクジ」と訓まれていたことが知られるのである。

三

そこで次に本節では、この延公事法という法令がいかなる内容のものであったかを考えるのであるが、それに先立ってまず、並記されていた徳政法がどのような法令なのかを確認しておきたい。徳政法とは、その内容を一言で表現すれば、債務を破棄して債務者の負担を免除する法令、ということになる。戦国期の発達した貨幣経済の中では、多くの武士も庶民も借錢・借米を行わざるを得なくなっていたようである、その債務を、天災地変や将軍・

大名の代替わりなどを契機にして破棄してしまつたために発せられた法令、それが徳政法であつた。債権者にとつては重大な損失を被ることとなつたが、当時の一般的な土地所有觀念、すなわち土地は本来の所有者に属してこそ生きた状態であつて、売買や担保として他人の手に渡つたままでは死んだ状態である、という觀念からすれば、こうした經濟關係に重大な変更を加える法令であつても、多くの者に受け入れられていたのである。

このように徳政法とは、經濟關係に重大な変更を加える法令なのであるから、それと並記される延公事法も同様に、經濟關係の変更を命じたものである可能性が高いとしなければなるまい。

そこでまず「延公事」という用語の語義から考へると、この語句は、「公事」を延期する、延引させる、という意味であつたであらう。そこで「公事」について『日本国語大辞典』を引いてみると、①公務、朝廷の儀式、②莊園制のもとで賦課された、年貢以外の雑税・夫役の総称、③訴訟及びその審理、裁判の三つの意味が記されている。①の意味と解

するのはここでは不自然であろうから、選ぶべきは、②の税としての公事の意味と、③の裁判を意味する公事のいずれか、ということにならう。そしてこれに加えて、先程の前提、すなわち延公事法とは經濟關係の変更を命じたものだらうという点を考慮すれば、延公事法とは、税の納入延期を認める法令だつたのではないかという推測が得られることになるのである。

ここでもう一度『日本国語大辞典』を開いて、今度は「延」を用いた語句を順に眺めていこう。すると延公事法の解釈に参考になりそうなものとして、次の語句が目につく。

のべうり(延売)……①即座に決済しないで、延勘定で商品売ること。②江戸時代、その年に納めるはずの年貢を規定に基づいて、翌年の秋に、金銭で納めたこと。この用例として『御触書寛保集成』二三から、正徳三年四月の法令「御年貢之事(中略) 国法によりて延売と申、当年上納すべき所を、来年の秋に至て金納に仕候類も」が引用されている。この語句によつて、「延」という語が、經濟

用語としてかなり重要な意味を持つものであつたことが知られるのであるが、いまここで特に注目したいのは、その②の解釈、すなわち、上納すべき当年の年貢を翌年の秋に金納することを指して「延売」と称したという指摘である。先に、延公事法とは、税の納入延期を認める法令だつたのではないかと推測したのであるが、右の「延売」の②の意味は、この延公事法に関する推測と全く一致してゐるのではないか。「延売」に「売」の文字が用いられているのは、翌年に収獲物を「売」つて年貢相当額を金納すべく義務付けられたための表現であらう。もし物納でよいとしたならば、延納(ノベオサメ)などと表現されたかも知れず、あるいはもしかすると「延公事」と表現されたのかも知れない。このことをまた逆に言うならば、「延売」とは、延公事法の近世的な表現だつたのではないかということにもなるであらう。

このように考へてくると、延公事法というのは、近世の「延売」という税納入の方法とすこぶるよく似た内容の法令で、税としての「公事」の納入延期を認めること、という意

味だったのではないかと思われるのである。但し、公事の意味はもう少し幅広く捉えて、納入の義務付けられた負担、といった程度に考えておくべきかも知れない。

四

ところで、延公事法の性格をいま少し詳細に明らかにするために、前掲の史料A・Bを改めて眺めてみよう。そうすると、史料A・Bは、ともに頼母子の運営に関する史料であつた点が注目される。すなわち史料Aでは、頼母子を運営するに当たって、延公事法や徳政法が発せられ、あるいは「国のさわき」が起きて、組衆としてこの頼母子を「相そたて可申候」と述べられている。また史料Bでは、「借付米銭・興行之頼子」、およびその結果買得された田畠山林については、徳政法・延公事法の適用を認めない、と武田元光が安堵していたのである。このように、延公事法が登場するのは、単なる徳政文言中ではなかったのである。事実、第一節で取り上げた通常の徳政文言のうちには、延公事法の姿は全く見られない。とすれば、延公事法の性格

を検証する手掛かりは、頼母子の運営のありかたを考へることによって与えられるであろう。

頼母子の運営については、史料Aがその実態をよく示している。すなわち、組衆として宗兵衛以下一〇人の者が集まり、源次を親、七左衛門を秤量担当と定め、毎年一〇匁ずつ懸銭として抛出し、集まった一〇〇匁を抽選によって順次に組衆に配当していくのである。この場合、例えば第一年度の当選者が宗兵衛であつたと仮定すると、宗兵衛はその第一年度に一〇〇匁を手にして後は、残りの九人全員に配当が行きわたるまでの九年間、毎年一〇匁ずつ抛出するだけとなる。逆に宗兵衛が第一〇年度の当選者であると仮定すれば、彼は九年間にわたり毎年一〇匁ずつを懸けていき、一〇年目にしてようやく配当を受け取れるのである。

こうした方法によって運営される頼母子に對して、それでは延公事法はどう作用したであろうか。延公事法が、前節で推測したことくに負担の納入延期を認めるといふ内容であつたならば、組衆のうちの何人かはこの法を根拠にして、懸銭の抛出を渋るといふ事態を引き起こしたのではあるまいか。とりわけ、早い時期に配当を受け取ってしまった者が、その後の懸銭を出し渋つたであろうことは想像するに難くない。しかしながら、組衆の一部が懸銭を出し渋ることで、もし頼母子解散というような事態に立ち至れば、配当を受け取れなかつた者は重大な損失を被ることにならう。しかもかかる事態の発生は、決してなるとは言い切れなかつたのである。史料Aに「りくつ申者候ハ、如何様にも御きうめい可被成候」と見えるのは、こうした懸銭の抛出を難渋するかもしれない者に対する規定であることを思わせる表現と言うべきであらう。また「無相違、相そたて可申候」という表記は、こうした危険を承知で、あえて頼母子を組織した者達の覚悟を示した部分と言へるかもしれない。

次に、史料Bに見える頼母子についてはどうであろうか。Bの場合、西福寺が頼母子を興行するのは寺家修理の費用捻出のため、しかもその結果、田畠山林を買得することもあつたと見えていた。この点は、同じ頼母子と

称しながら、史料Aの頼母子とはやや相違するところで、親となる西福寺には何らかの形で利息もしくは運営手数料が入る約定になっていたであろう。頼母子の他の事例では、配当を受け取るに当たり親宛てに担保を提供するものも見られるから、頼母子は場合によっては質物・借銭と異ならないものだったのかもしれない。あるいはまた、懸銭が重荷となつて途中で組衆を抜ける者がいたのかもしれない。しかしながらこうした頼母子でも、やはり延公事法が適用されれば懸銭は集まらなくなつたであろうから、親の西福寺にとつては好ましい事態ではない。西福寺にとつて、大名武田氏から延公事法適用の除外を認められることは、経済力維持の重要な方策であつたのである。

ついで史料Cの商売銭についてはどうであろうか。この商売銭とは、今に言う売掛金のことであろう。売り掛けとは、売買の成立と同時に代金を取得するのではなくして、商品を渡して後かなりの日数が経過してから代金を受け取る取引法を言う。だから、代金を受け取っていない時点で延公事法が發布された

ならば、その代金を受け取るのはさらに一年ほど後のこととなつてしまひ、商売の継続には重大な支障となつたに違ひない。そこで金屋中は武田義統に安堵状の発給を要請し、物など金屋中の商品の売掛金に対しては、延公事法・徳政法の適用を認めないとの保証Cを受けたのである。

以上に述べたところにより、延公事法の内容を、負担の納入延期を認める法と考えた場合、史料A・B・Cの語るところと食い違ひが起きることはないことが明らかになつた。検証の方法として必ずしも十分とは言えないかもしれないが、これにより延公事法の内容が一応示されたものとしておきたい。

五

これまでの検討で明らかにできた点を、最後にまとめておこう。

戦国期から近世初期にかけての若狭では、徳政法とやらんで、延公事(ノベクジ)法と称される法令の発せられることがあつた。この延公事法は、本来は税としての公事の納入延期を認めるものであつたと思われ、大名武

田氏の撫民政策の一環に位置付けられていたものであろう。しかるにこの法令は、やがてその本来の趣旨からは少々逸脱して、税としての公事のみならず、負担を義務付けられたもの全般に対しても適用されるようになったものごとくである。その一例が頼母子の懸銭であり、あるいはまた商人の売掛金であつた。そのため、頼母子を組織する組衆の間では、懸銭の納入を渋ることがないように、延公事法の適用を認めない旨の誓約を互いに取り交す必要があり、あるいはまた、大名武田氏から頼母子に延公事法を適用しない旨の安堵状を取得しておく必要があつた。さらにまた、商売を行つている商人にとつては、売掛金の回収が滞る恐れもあつたので、商売銭に延公事法を適用しないという安堵状を、大名武田氏から獲得しておかねばならなかつたのである。

なお、この税の納入延期を認める法令は、近世になつても稀に発布されることがあつた。よつて、近世史料では「延売」と称されている。戦国期の若狭に見られた延公事法の、近世的な姿と言うことができるであらう。

注

- 1 「長源寺文書」第二号(『小浜市史』社寺文書編)。
- 2 笠松宏至氏「仏陀施入之地不可悔返」(『日本中世法史論』第一〇章)。
- 3 須磨千穎氏「美濃立政寺文書について―田畠寄進状等の整理と「売寄進」管見―」(『史学雑誌』第七八編第六号)。
- 4 「明通寺文書」第七三号、文明六年一月三日、秀司大夫田地売券(『小浜市史』社寺文書編)。
- 5 「西福寺文書」第二号、明応九年三月七日、坂上賢元・国登連署売券(『小浜市史』社寺文書編)。
- 6 「長源寺文書」第一三号、永正一七年二月七日、日講下地売券。
- 7 「秦文書」(『小浜市史』諸家文書編、中世文書第一二四号)。
- 8 「小野寺文書」第一八号、明和七年二月二日、四郎左衛門田地売券(『小浜市史』社寺文書編)。
- 9 「神通寺文書」第二号の神通寺領田畠書上并証書類控帳に記載される、享保八年(二月二日、与兵衛畠地売券写(『小浜市史』社寺文書編)。
- 10 「西福寺文書」第三一号。
- 11 「芝田孫左衛門文書」(『小浜市史』諸家文書編四)。
- 12 勝俣鎮夫氏「地発と徳政一揆」(『戦国法成立史論』第一部第四章)、笠松宏至氏「中世の政治社会思想」(『日本中世法史論』第七章)。